

石川県基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成29年7月1日現在における石川県内の下記19市町の行政区域とする。

（金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町）

ただし、基本計画の区域となる地域として、地理的・地形的に、又は自然環境の保全などから不適切な場所として、下記の地域を除外する。

- ・山村地域（山林）。ただし、白山ろく区域（河内、鳥越、吉野谷、尾口、白峰地域）内の可住地部分については、促進区域とする。
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区。ただし、高松鳥獣保護区のうち、高松鳥獣保護区特別保護地区を除く地域、大聖寺鳥獣保護区のうち、越前加賀国定公園を除いた地域、専光寺鳥獣保護区のうち、専光寺工場適地、奥七海鳥獣保護区、和倉鳥獣保護区、鶴来鳥獣保護区、手取地区鳥獣保護区並びに吉原鳥獣保護区の可住地部分については、促進区域とする。
- ・自然公園法等に規定する自然公園地域。ただし、越前加賀海岸国定公園の加賀市新保町地内の普通地域、獅子吼・手取県立自然公園区域内の可住地部分については、促進区域とする。
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落。
- ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地。ただし、片野鴨池、ガンの池以外の区域は、促進区域とする。
- ・国内希少野生動植物種の生息域（繁殖・越冬・渡り環境・生育域等）

本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法等に規定する自然公園地域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地の一部区域を含むものであるため、「8. 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しない。

また、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するに当たっては、同計画と調和して整合を図るものである。

設定する区域の概ねの面積は、14万ヘクタール程度であり、位置図については、別

紙のとおりである。

(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

本県は、日本海沿岸部のほぼ中央に位置し、東は富山県及び岐阜県、南は福井県に接し、北は能登半島となって日本海に突出している。

地形は、西南から東北に向かって細長く、東西100.4km、南北198.4km、面積4,185km²、海岸線581.6kmとなっている。

本県は、自然災害が少なく、南部に広がった加賀平野は手取扇状地として地盤が固く、霊峰白山の伏流水による良質な地下水が豊富である。

また、近年は降雪量が少なくなってきたことに加え、除雪体制が整備されているため、市民生活、産業活動で支障をきたすことは極めて稀である。

②産業の状況（機械、繊維、食品、IT関連産業やニッチトップ企業の集積）

本県は、古くから北陸経済圏の中心地域として建設機械及び繊維機械を中心とする一般機械工業と絹・化合繊維を中心とする繊維工業を基幹産業として発展してきたが、近年、電子部品・電気機械やソフトウェアの企業進出や創業が相次いだことから、IT関連産業の産業規模が大きくなり、製造品出荷額では一般機械製造業と比肩するまでに成長している。

また、加賀野菜や能登野菜を始め、豊富な山海の幸と良質な水に恵まれた本県には、特色ある食品産業が集積しており、製造品出荷額では、一般機械、IT関連産業、繊維工業に次ぐ規模となっている。

本県のものづくりの歴史を紐解くと、中世以前の能登の中居鋳物師から磨かれ育まれた技術は、加賀藩営の工芸品製作所である御細工所にも集約され、地元の職人を重用するだけでなく、学術、芸能、工芸に関わる人材を全国から集めたことが、今日の文化的な広がりや技術の蓄積につながっている。

このような歴史的背景もあり、本県には、高い技術力を基にニッチ市場において、確固たる地位を築いている、グローバルニッチトップ企業の数が6社存在している（全国で第4位、経済産業省調査）。

③大学等の高等教育機関の状況

本県には、20に及ぶ高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校）が集積しており、特に、理工系やデザイン系の専門性を有する高等教育機関の集積が高く、人口当たりの大学・短大等の学校数では、人口10万人当たり1.65校で、京都府に次いで全国2位、学生数は、人口千人当たり28.7人で、全国3位となっている。

④インフラの整備状況

交通インフラは、鉄道、港湾、空港、北陸自動車道、のと里山海道等の道路を中心とした交通網が整備されている。

また、三大都市圏からほぼ等距離にあるため、三大都市へのアクセスが良好であり、下記のとおり、東京へは小松飛行場・能登空港の両空港から航空機が1日12往復周航

しているほか、北陸新幹線が平成27年3月に開通したことで、東京までの所要時間が1時間強短縮され、本県に大きな経済効果をもたらしている。

その結果、金沢駅から東京・大阪・名古屋の三大都市圏へは鉄道で約2時間30分であり、日帰りビジネスが可能となっている。

<小松飛行場>

(国内旅客) 東京国際空港：10往復／日、成田国際空港：1往復／日、
福岡空港：4往復／日、仙台空港：2往復／日
新千歳空港、那覇空港：各1往復／日

(国際旅客) ソウル：3往復／週、上海：4往復／週、台北：5往復／週

(国際貨物) ルクセンブルグ：4往復／週、アゼルバイジャン：2往復／週

<能登空港>

(国内旅客) 東京国際空港：2往復／日

また、国際港湾として物流機能を強化する金沢港については、3～4万トンの大型船が入港できるよう、大水深岸壁の整備を進めているところであり、平成20年11月には、水深12メートルで供用を開始し、さらに水深13メートル化に向け整備を実施している。

さらに、県内道路網については、北陸自動車道と平成25年度より無料化された「のと里山海道」が地域高規格道路で接続されて県内の南北が縦貫されている。また、東海北陸自動車道が平成20年7月に全線開通しており、中京圏へのアクセスが向上したほか、能登半島を縦断する能越自動車道の延伸工事も進行している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県は、製造業が従業者数の27.3%、総生産の30.3%を占めており、製造業を中心とした経済構造をなしている。

本県の製造業は、移輸出率・移輸入率がともに高く、最終消費財を産出する割合が少ないため、川上・川下企業との連携を深めるとともに、新たな需要開拓を行っていく必要がある。

そのため、機械、繊維、食品、IT関連産業や高い技術力により特定の分野でシェアトップを誇る、いわゆるニッチトップ企業等の集積、さらには、食材、伝統工芸、観光資源等の地域資源の存在、鉄道や港湾などの整備が進む交通インフラの強みを生かして、企業の競争力強化や産業構造の多軸化の取り組み等を後押しすることで、付加価値額の増大を図るとともに、新たな雇用を創出していくことで、地域の事業者に対する相当の経済的効果をもたらすことを目指す。

また、製造業における雇用の創出が、域内の就業者数の64.8%を占める卸売・小売、サービス業等の域内の他の産業にも高い経済波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を創出していく。

(2) 経済的効果の目標

促進区域内の製造業の付加価値を5年間で5%増加させることを目標とする。平成26年の「工業統計調査」によると、付加価値額は9,843億円であり、令和4年度末に、1兆345億円とすることを目指す。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	9,843億円	1兆345億円	5%

(算定根拠)

- ・促進区域における製造業の付加価値額の年平均増加率の目標を、平成21年～平成25年の実績値である0.1%減を上回る、1%と設定し、5年後の増加率の目標を約5%と設定
- ・なお、平成21年～平成25年における全国の付加価値額の年平均増加率は、1.7%減

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であることとする。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が3,909万円（本県の1事業所当たり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成24年））を上回ることとする。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれることとする。

- ・促進区域に所在する事業者間での取引額が計画開始年度比で5%以上増加すること
- ・促進区域に所在する事業者の売上額が計画開始年度比で5%以上増加すること
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で3%以上増加すること
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で3%以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、別紙及び別表のとおりである。

(概況及び公共施設等の整備状況)

重点促進区域内の概ねの面積は、2, 900ヘクタールである。

本区域には、機械、繊維、食品、IT関連産業や高い技術力により特定の分野でシェアトップを誇る、いわゆるニッチトップ企業等が集積しており、さらには、食材、伝統工芸、観光資源等の地域資源も広く存在する。

また、鉄道、港湾、空港、高速道路や地域高規格道路等が整備され、特に港湾では、金沢港と七尾港が重要港湾に指定され、空港についても、小松飛行場と能登空港の1県2空港体制が敷かれるなど、金沢・加賀及び能登両地域でインフラが充実しており、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は含まない。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区のうち、企業立地促進法で企業立地重点促進区域として設定していた大聖寺鳥獣保護区内の大聖寺上木・下福田促進地区及び塩屋促進地区、専光寺鳥獣保護区内の専光寺工場適地、自然公園法に規定する自然公園地域のうち、越前加賀海岸国定公園普通地域内の新保促進地区については、重点促進区域とする。また、【重点促進区域120 能美市／能美工業団地】(約19ha)を拡張するため隣接する土地(約10ha)を新たに重点促進区域として設定する区域、【重点促進区域127 能美市／下清水工業団地】(約6.7ha)を拡張するため隣接する土地(約3ha)を新たに重点促進区域として設定する区域には農用地区域が含まれるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において土地利用調整の方針を記載する。

【重点促進区域120 能美市／能美工業団地】の概要は以下のとおり。

(概況及び公共施設等の整備状況)

既存区域の概ねの面積は19ヘクタール程度である。

能美工業団地は平成21年から平成23年に市が造成した工業団地であり、電気上下水道などのインフラ整備が完了している。また、日本ガイシ株式会社やNGKセラミックデバイス株式会社、株式会社PALTACなどが立地している。周辺においては、国道8号及び市道根上国道線が整備されており、北陸自動車道能美根上スマートICから3.3km(約5分)と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

今回追加する区域の面積は10ヘクタール程度(うち農用地区域9.8ヘクタール)であり、これにより重点促進区域の面積は29ヘクタールとなる。

(関連計画における記載等)

能美市総合計画において、ゾーン別の将来土地利用方針における産業振興ゾーンに位置付けられ、「既存の産業集積を活かしたさらなる企業誘致の推進や商業環境の向上などにより、賑わいや活力の創出を図るとともに、本市の活力及び身近な就労環境として、周辺の居住環境や自然環境と調和したゾーンを形成します。」と記載されている。

また、能美市都市計画マスタープランにおいて、産業振興ゾーンにおける産業集積地区に位置付けられ、「既存工業団地への企業誘致や操業環境の維持・充実を進めるとともに、周辺の住環境や田園・自然環境との調和を図りながら、(略)、新たな企業誘致や産業振興に向けた基盤整備、都市の機能強化に資する施設の立地を促進します。」と記載されている。

さらに、能美農業振興地域整備計画において、土地利用区分の方向として「土地利用は、住宅地や工場用地としての需要があり、今後も農用地は減少していくものと予測される。第2次能美市総合計画の土地利用構想と整合性を図りながら、これまで以上に市街地と農村地域の調和のとれた土地利用に努めることが必要である。」とあり、また農業従事者の安定的な就業の促進の目標としては、「離農者や兼業農家の安定的な就業の場を確保するため、今後も本市への企業誘致や地場企業の育成を図り、離農者や兼業農家をはじめ、若者にも魅力ある就業機会の確保拡大に努める。」記載されている。

【重点促進区域 1 2 7 能美市／下清水工業団地】の概要は以下のとおり。

(概況及び公共施設等の整備状況)

既存区域の概ねの面積は6.7ヘクタール程度である。

下清水工業団地は平成5年度に第1期、平成9年度に第2期と、規模を拡張してきたものであり、電気上下水道などのインフラ整備が完了している。また、小松シヤリング株式会社や株式会社コマテック、技研株式会社などが立地している。周辺においては、市道下清水工業団地1号線及び市道下清水工業団地3号線が整備されており、北陸自動車道能美根上スマートICから6.0km(約10分)と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

今回追加する区域の面積は3ヘクタール程度(うち農用地区域2.8ヘクタール)であり、これにより重点促進区域の面積は9.7ヘクタールとなる。

(関連計画における記載等)

能美市総合計画において、ゾーン別の将来土地利用方針における産業振興ゾーンに位置付けられ、「既存の産業集積を活かしたさらなる企業誘致の推進や商業環境の向上などにより、賑わいや活力の創出を図るとともに、本市の活力及び身近な就労環境として、周辺の居住環境や自然環境と調和したゾーンを形成します。」と記載されている。

また、能美市都市計画マスタープランにおいて、産業振興ゾーンにおける産業集積地区に位置付けられ、「既存工業団地への企業誘致や操業環境の維持・充実を進めるとともに、周辺の住環境や田園・自然環境との調和を図りながら、(略)、新たな企業誘致や産業振興に向けた基盤整備、都市の機能強化に資する施設の立地を促進します。」と記載されている。

さらに、能美農業振興地域整備計画において、土地利用区分の方向として「土地利用は、住宅地や工場用地としての需要があり、今後も農用地は減少していくものと予測される。第2次能美市総合計画の土地利用構想と整合性を図りながら、これまで以上に市街地と農村地域の調和のとれた土地利用に努めることが必要である。」とあり、また農業

従事者の安定的な就業の促進の目標としては、「離農者や兼業農家の安定的な就業の場を確保するため、今後も本市への企業誘致や地場企業の育成を図り、離農者や兼業農家をはじめ、若者にも魅力ある就業機会の確保拡大に努める。」記載されている。

また、当該重点促進区域の専光寺工場適地、梅田町地区、才田町地区、松寺地区、専光寺地区、白山市の上安田・出合島区域、上柏野区域、倉部区域、木津区域、倉光・上二口・三浦区域、野々市市の栗田区域、清金区域には、40ヘクタール程度の市街化調整区域が存在するが、全て調整済みである。

上記以外の重点促進区域の概要は以下のとおり。

(関連計画における記載等)

重点促進区域の設定を行った区域の多くが、都市計画マスタープランにおいて、工業集積ゾーン、産業振興ゾーン等として位置付けられている。

(2) 区域設定の理由

重点促進区域の設定を行った区域には、機械、繊維、食品、ITの関連事業所やニッチトップ企業、地域資源等が全域において分布しているほか、重点促進区域内を高速道路や地域高規格道路が整備されており、移動・輸送のアクセスが良好であること等から、炭素繊維や航空機等の成長ものづくり分野や第4次産業革命等の取り組みを推進するため、重点的に支援を投入すべき区域である。

なお、現時点において、重点促進区域を設定する区域は、工場立地特例を活用する予定の区域である。

また、造成済みの空き工業団地については、全て重点促進区域としている。

【重点促進区域120 能美市／能美工業団地】については、「(1) 重点促進区域」の「概況及び公共施設等の整備状況」に記載したとおり、企業が立地する環境が整った区域である。

また当該区域には既存の工業団地や農振白地地域も含め、遊休地が存在しておらず、既存企業の拡張のために新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において重点促進区域を設定する必要がある。

さらには、本区域は、機械関連産業の企業が立地しており、製造業の集積を活用した成長ものづくり分野を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

以上により、本区域を重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域127 能美市／下清水工業団地】については、「(1) 重点促進区域」の「概況及び公共施設等の整備状況」に記載したとおり、企業が立地する環境が整った区域である。

また当該区域には既存の工業団地や農振白地地域も含め、遊休地が存在しておらず、既存企業の拡張のために新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において重点促進区域を設定する必要がある。

さらには、本区域は、機械関連産業の企業が立地しており、製造業の集積を活用した成長ものづくり分野を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

以上により、本区域を重点促進区域として設定することとする。

(3) 重点促進区域に存する市町が指定しようとする工場立地特例対象区域別表のとおりである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①石川県全域の製造業（機械・繊維・食品・IT関連産業）の集積を活用した成長ものづくり分野（炭素繊維、航空機、ライフサイエンスの成長分野や事業の高度化等）
- ②石川県全域のニッチトップ企業等の集積を活用した成長ものづくり分野（炭素繊維、航空機、ライフサイエンスの成長分野や事業の高度化等）
- ③石川県全域のIT関連産業の集積を活用した第4次産業革命（IoTやロボット技術を活用した製造業の生産性向上等）
- ④石川県全域の食材、伝統工芸等の豊富な特産品を活用した農林水産・地域商社
- ⑤石川県全域の豊富な観光資源（歴史及び文化等の特徴ある資源）を活用した地域づくり
- ⑥石川県全域の3大都市やアジアへとつながる北陸新幹線、金沢港や小松飛行場・能登空港等の交通インフラを活用した物流関連産業

(2) 選定の理由

- ①石川県全域の製造業（機械・繊維・食品・IT関連産業）の集積を活用した成長ものづくり分野（炭素繊維、航空機、ライフサイエンスの成長分野や事業の高度化等）

○製造業（機械・繊維・食品・IT関連産業）の集積

本県の工業は、建設機械及び繊維機械を中心とした機械工業と絹・化合繊維物を中心とした繊維工業を主体に発展し、これらが本県の基幹産業となっているが、近年は、誘致企業の影響等により、情報通信、電子部品の伸びが大きくなっている。

また、清酒と水産食料品、菓子等の事業所の割合が全国平均と比較して高くなっており、良質な水と豊富な山海の幸に恵まれた本県では、特色ある食品産業が集積し、製造品出荷額では、機械、繊維工業に次ぐ規模となっている。

本県工業の概要

区分	事業所数		従業者数		製造品出荷額	
	箇所	比率%	人	比率%	億円	比率%
機 械	1,189	40.6	54,107	56.9	17,303	66.5
繊 維	511	17.4	10,367	10.9	2,002	7.7
食料品	431	14.7	12,304	12.9	1,660	6.4
その他	800	27.3	18,305	19.3	5,055	19.4
合 計	2,931	100	95,083	100	26,020	100

出典：H26工業統計調査（従業者4人以上）

なお、地区別の製造品出荷額の占める割合を見ると、機械工業が牽引する形で、金沢・加賀地区の割合が高いことが分かる。また、各地区とも特定の業種に依存している傾向があり、金沢・加賀地区では、生産用機械や情報通信、電子部品の割合が高い一方で、能登地区では、食料品製造業の割合が高いなど、地域ごとに特徴があり、地区内の中核企業が当該地域を牽引していると言える。

<機械関連産業>

本県の機械関連産業の特徴は、本県に拠点を置く国際的な機械メーカーの存在とそれらを支える幅広い加工分野にわたる優れた生産技術をもった多数のもののづくり企業の集積にあり、事業所数は製造業全体の40.6%、製造品出荷額で66.5%を占めている。機械メーカーとその協力企業群は、機械加工、鋳造や鍛造等の生産技術を生かし、複雑化する様々なニーズに応えられるよう、さらなる競争力の強化を図っているところである。

<繊維関連産業>

本県の繊維関連産業は、北陸地域特有の多湿性の気候を生かし、世界有数の化合繊維物産地として、長年にわたって本県経済を牽引してきた経緯があり、事業所数においても製造業全体の17.4%、製造品出荷額で7.7%を占めている。

近年のグローバル化の進展、大手原糸メーカーの系列崩壊により、従来からの量産型委託加工産地としての機能は大きく低下しているが、一方で、独自技術の高度化や産業資材分野への展開等に積極的に取り組み、競争力を高めつつある企業も存在する。

また、本県の繊維製造業は、化合繊維が中心であることから非衣料分野への用途拡大が可能であり、北陸3県繊維産業クラスターや東レ合繊クラスターなど化合繊維メーカーや商社、アパレル、産地企業による垂直型・水平型連携体制が構築されていることや業界のプロジェクトマネジメント機能を持つリソースセンターが存在する強みがある。

（食品関連産業及びIT関連産業については、関連性の強い③、④の項目に記載）

○成長ものづくり分野（炭素繊維、航空機、ライフサイエンスの成長分野や事業の高度化等）

今後、総人口や生産年齢人口の減少に伴い、国内市場が停滞・縮小し、さらに、グロー

バル化の進展により、個別の製品価格の低下圧力が益々高まることが予想される中、県内企業においても、このような環境変化に対応していく必要がある。

本県では、平成22年度に地元金融機関の協力を得て、基金規模300億円の「いしかわ次世代産業創造ファンド（以下、「次世代ファンド」という）」を組成し、この運用益を活用し、炭素繊維や航空機等の成長ものづくり分野の新技术・新製品開発を支援してきた。

併せて、東レ（株）が炭素繊維シートを県内で製造開始したことを契機として、機械関連産業と繊維関連産業との連携により、自動車や航空機など様々な用途への展開が期待される炭素繊維複合材料の一大生産・加工地域の形成に向けて、当該製品の実用化に挑んできたところであり、引き続き、具体的な出口を見据え、研究開発や実用化に向けた実証・評価に取り組んで行く。

また、今後の需要拡大予測に基づき、本県のものづくり企業の技術力を生かせる産業分野として、航空機分野の支援も行っており、これまでに、国際認証を取得した県内企業が、航空機部品の受注を獲得するなどの成果が出ており、引き続き、研究開発や試作、品質管理能力の向上などに取り組んでいく。

さらに、高齢化等を背景に世界規模で市場の拡大が見込まれるライフサイエンス分野に関しても、国事業等を活用しながら、生活習慣病やがん分野等における予防・診断・治療までの一体型の取り組み等を進めてきたところであり、今後も高等教育研究機関と連携しながら、当該分野の取り組みを推進していく。

このように、炭素繊維や航空機等の成長ものづくり分野において、成長市場を獲得し、本県の次代の一翼を担う産業を創造していくとともに、高度化する様々なニーズに応えられるよう、生産技術の高度化や生産性向上等、事業の高度化を図っていくことで、地域経済を牽引する企業を輩出していく。

②石川県全域のニッチトップ企業等の集積を活用した成長ものづくり分野（炭素繊維、航空機、ライフサイエンスの成長分野や事業の高度化等）

○ニッチトップ企業等の集積

本県には、機械・金属分野を中心に、高い技術力により特定の分野でシェアトップを誇る、いわゆるニッチトップ企業が数多く存在し、本県のニッチトップ企業認定数は、平成17年の40社から令和元年度末には91社に倍増しており、順調に拡大している。

さらに、平成26年3月の経済産業省の「グローバルニッチトップ企業100選」においても、本県から6社が選出され、東京都、大阪府、愛知県に次いで選出数で第4位となるなど、改めてニッチトップ企業が集積していることが明らかとなった。

本県には、これらのニッチトップ企業及びグローバルニッチトップ企業を目指す企業が多くあり、これらの企業のさらなる集積を目指して、候補となる企業の発掘と育成を行っている。

○成長ものづくり分野（炭素繊維、航空機、ライフサイエンスの成長分野や事業の高度化等）

今後、人口減少や生産年齢人口の減少により、国内市場の大幅な伸びが見込めず、これまでの取引関係に依存するだけでは企業活動が立ち行かなくなる可能性がある。

本県では、平成17年度より、市場の変化の影響を受けにくく、価格競争のリスクにもさらされず、持続的な発展が期待できるニッチトップ企業を育成するために、その候補となる企業を認定し、オーダーメイド型の集中支援を行っており、今後もニッチトップ企業を目指す企業の育成を図ることで、先述のような炭素繊維や航空機等の成長ものづくり分野の取り組みや事業の高度化を進めることで、新規需要の獲得や産業構造の多軸化を図っていく。

また、平成26年度からは、ニッチトップ企業で、海外市場の獲得に意欲的な企業に対しては、海外の知的財産取得や販路開拓を集中的に支援しており、今後もグローバル展開を推進するニッチトップ企業数のさらなる増加を図っていくことで、海外需要の獲得も進めて行く。

③石川県全域のIT関連産業の集積を活用した第4次産業革命（IoTやロボット技術を活用した製造業の生産性向上等）

○IT関連産業の集積

IT関連産業は、製造業、小売業など幅広い産業において、課題解決するためのツールとして用いられていることから、社会の情報インフラを支える産業として、当該産業を強化することが、本県産業全体の競争力強化に寄与するものである。

<IT関連産業>

本県のIT関連産業の事業所数は316か所（一人当たりの全国順位6位）、従業者数は6,769人（同7位）であり、いずれも全国の上位に位置しており、高い集積率を誇っている。

また、平成27年度のソフトウェアの売上高についても1,147億円と、人口当たりの売上高において、全国6位と比較的上位に位置付けられており、また、パソコンやデジタル機器の周辺機器の製造・販売を行い、国内での高いシェアや特定の分野において国際シェアトップを誇り、高い競争力、技術力を有する企業も存在している。

さらに、全国初の大学院大学である北陸先端科学技術大学院大学のほか、いしかわサイエンスパーク内には、（独）情報通信研究機構（NICT）が有するパソコン数百万台クラスの総合的な実験・検証が可能な世界最大規模のネットワーク研究施設である「北陸StarBED技術センター」があり、高度な社会インフラが整備されている。

○第4次産業革命（IoTやロボット技術を活用した製造業の生産性向上等）

我が国は、2010年に本格的な人口減少時代に突入しており、本県のものづくり企業も例に漏れず、少子高齢化などによる生産年齢人口の減少に直面する中で、業務の効率化への関心が高まっている。

本県では、IT関連産業等の集積を活用しつつ、県内製造業等の競争力強化を図っていくために、IoTやロボット技術を駆使し、生産効率向上や付加価値の高い新製品・サービスの創出の取り組みを進めてきた。

具体的には、自社製品の稼働状況データを活用した保守・点検の仕組みの構築や経営効率化に向けたIoTの活用や生産工程のロボット化・自動化などによる省力化の取り組み

支援などを実施してきたところであり、引き続き、これらの取り組みを推進することで、県内ものづくり企業の生産性向上や生産技術の高度化等を図る。

④石川県全域の食材、伝統工芸等の豊富な特産品を活用した農林水産・地域商社

○食材、伝統工芸等の豊富な特産品

本県は、加賀百万石の歴史と伝統に裏打ちされた、食材、伝統工芸などの特産品が下記に例示のとおり豊富に存在しており、平成23年6月には世界農業遺産（「能登の里山里海」）という新たな地域資源も加わっている。

また、一人当たりの日本伝統工芸展入選者数が全国1位となるなど、文化・工芸活動が盛んであり、こうした活動が、本県のものづくりにおける、いわゆる「匠の技」の原点となっている。

- ・地域団体商標登録数 29（全国3位）：加賀野菜、能登牛、加賀友禅等
- ・伝統的工芸品の国指定数 10（全国6位）：九谷焼、輪島塗、山中漆器等

<食品関連産業>

本県の食品製造業の製造品出荷額は、工業統計の中分類で見た場合、事業所数が製造業全体の14.7%、製造品出荷額で6.4%と繊維工業に次ぐ規模となっており、重要な基幹産業となっている。

本県では、機能性の高い加賀野菜、能登野菜など、希少価値が高い地元食材が豊富であり、加賀百万石の文化に端を発した和菓子や水産資源を活用したかまぼこ・珍味等の水産食料品などが生産されている。

また、清酒、味噌、醤油等の発酵・醸造産業が古くから発達し（酒造メーカー：36社、清酒生産量：全国14位）、伝統的な発酵技術が育まれてきたことを背景として、国事業も活用しながら、高機能発酵食品や早醸・均一発酵システムの開発等を進めてきたところである。

○農林水産・地域商社

近年、食の安全・安心に対する消費者ニーズの高まりや消費人口の減少による国内市場の縮小などにより、本県のみならず全国的に食料品の製造品出荷額は、なだらかな減少を続けている。

また、伝統工芸についても、国民の生活様式や生活空間の変化、大量生産方式による安価な生活用品の普及、海外からの輸入品の増加等により、近年、その需要が大きく減少しているところである。

本県では、平成20年度に、地元金融機関の協力を得て、基金規模300億円の「いしかわ産業化資源活用推進ファンド（以下、「活性化ファンド」という）」を組成し、この運用益を活用して、食材、伝統工芸等の地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓、農商工連携等の支援を進めており、今後も県産品の国内外販路開拓を行う地域商社の育成及び共同物流の取り組みへの支援などを通して、付加価値を高めた新商品の開発や海外展開を進めることで、本県の食材や伝統工芸等の特産品が有する強みに磨きをかけ

ていく。

また、農林水産業を始めとする第一次産業についても、「能登の里山里海」の世界農業遺産認定以降、能登地域を中心に進む農業分野における企業参入や植物工場等の取り組みに対する支援などにも、引き続き、取り組んでいく。

⑤石川県全域の豊富な観光資源（歴史及び文化等の特徴ある資源）を活用した地域づくり

○豊富な観光資源（歴史及び文化等の特徴ある資源）

本県には、文化財、自然の風景地等の観光資源や加賀藩の文化政策により、芸能文化、工芸文化、さらには食文化が磨かれてきたことを背景として、歴史及び文化等の特徴ある資源が存在している。

また、平成20年3月に、「能登の揚浜式製塩の技術」が国の重要無形民俗文化財に指定されるなど、本分野において、県固有の資源も存在している。これらの観光資源を活かした付加価値の高い取り組みへの支援を推進していく。（観光資源の例は下記のとおり。）

- ・観光地：兼六園、金沢城公園、白米の千枚田等
- ・伝統的工芸品の工房：九谷焼、加賀友禅、輪島塗、山中漆器等
- ・祭事：青柏祭、お旅まつり、能登のキリコ祭り等
- ・美術館：石川県立美術館、金沢21世紀美術館、石川県七尾美術館等
- ・その他：能登の里山里海、加賀及び能登の伝統芸能等

さらに、本県では、北陸新幹線の金沢駅開業に加え、金沢港に寄港するクルーズ船の増加、小松飛行場や能登空港を生かした交流促進、能越自動車道等の高規格幹線道路など、陸・海・空の交流基盤の整備が整いつつあるが、さらなる充実に向け、今後も北陸新幹線の敦賀駅開業、さらには、大阪までのフル規格による全線整備の早期実現やクルーズ船の受入体制の充実等を進めていくこととしており、これらの体制整備も追い風にしながら、特産品や観光資源、歴史及び文化等の魅力を高めていく。

○地域づくり

先述のように、人口減少等の外部環境の変化や消費者ニーズの高度化に対応するため、新商品・サービスの開発や販路開拓の取り組みを進めていく必要がある一方、今後の北陸新幹線敦賀駅開業など、陸・海・空の交流基盤の整備の進展や東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを迎える中で、観光資源及び歴史や文化等の資源を活用した訴求性の高い取り組みも行っていく必要がある。

本県では、先述のように、平成20年度に活性化ファンドを組成し、この運用益を活用して、豊富な観光資源等を活用した新商品・新サービスの開発や新ビジネス創出等の支援を進めてきたところであり、今後も、地域づくり分野での新ビジネス創出の取り組みも支援していくことによって、県外の需要獲得による消費拡大等を図っていく。

⑥石川県全域の3大都市やアジアへとつながる北陸新幹線、金沢港や小松飛行場・能登空港等の交通インフラを活用した物流関連産業

○ 3大都市やアジアへとつながる北陸新幹線、金沢港や小松飛行場・能登空港等の交通インフラ

物流関連産業は、グローバル化するサプライチェーンの一端を担うものであり、物流インフラの整備や運営の効率化により、ものづくり産業の効率化や製造品の付加価値を高めることが可能になる。したがって、物流関連産業は、県内産業を支える基盤であり、本産業が活性化することで、機械・繊維・食品・IT関連産業を始めとした県内産業の競争力強化を図ることができる。

本県では、近年、北陸新幹線の金沢駅開業、金沢港の充実や小松飛行場の国際化の進展、のと里山海道の無料化など、産業の基盤をなす人的・物流基盤形成が大きく進展している。

金沢港では、平成19年の（株）小松製作所の工場進出を契機として、県内企業の港湾利用が進んだことから、コンテナ貨物の取扱量は、平成18年の3万本から平成28年には6万本超と倍増し、重量ベースでの取扱量でも、約88万tと全国102の重要港湾の中で2位となるなど、国際港湾としての機能を強化しているところであり、一般道路の整備率も73.2%と全国3位となるなど、各種交通インフラの整備が進んでいる。

金沢港のコンテナ取扱量推移

項目	H18	H23	H28
コンテナ取扱貨物量(個)	30,800	47,568	60,956
対H18伸び率(%)	-	54.4%	97.9%

○物流関連産業

国内市場においては、近年、インターネット型の通信販売の成長により、即日配送ができる大規模な物流センターの建設の動きが見られるなど、物流施設への需要が高まっている。

本県では、令和4年度末に予定されている北陸新幹線の金沢・敦賀間の開業と大阪までの早期全線整備を目指して、北陸新幹線の整備を着実に進めていくほか、能越自動車道等の高規格幹線道路の整備を促進することで、高速陸上交通のさらなる充実を図っている。

また、金沢港・七尾港の物流機能を強化するためのポートセールスや新規貨物のトライアル輸送への支援、船社への航路要請等を実施し、金沢港、七尾港の航路拡大や利用促進を推進しており、今後も着実に交流基盤の整備を実施していく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野や次世代産業分野の取り組みを支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、

積極的な対応で事業コストの低減や本県特有の強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税の減税措置に関する条例を平成30年6月に制定した。

②地方創生関係施策

平成29年度の地方創生推進交付金（1次公募）を活用し、製造業の高度化や炭素繊維、ライフサイエンス等、成長ものづくり分野における新商品開発や販路開拓の取り組み等を実施している。

なお、平成30年度以降についても、引き続き地方創生推進交付金を活用し、成長ものづくり分野等において支援を実施している。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

県内企業の技術力向上のために、県工業試験場が保有している情報であって資料として開示している技術情報や研究成果について、県内企業等に提供していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

石川県庁商工労働部内に、事業者のための相談窓口を設置し、事業環境整備の提案を受けた場合については、適切に対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①技術支援及び産業用共用施設の整備

本県では、県工業試験場、県農林総合研究センターなどの公設研究機関を設置しており、地元に開かれた研究機関として企業の研究開発をバックアップしている。

県工業試験場では、県内企業との共同研究を促進するため、平成28年度に炭素繊維評価機器を4種類導入しており、今後も企業からのニーズを踏まえて、地域企業が共同利用できる高度試験研究機器の整備等により、支援機能を拡充していく。

②人材育成・確保支援

本県では、平成28年4月に石川への移住と就職を一体的に支援するワンストップの窓口として「いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）」を開設しており、県内企業等との人材マッチングにより、産業人材の確保に努めていく。

また、県内4つの県立産業技術専門校において、地元産業界のニーズを踏まえた技術人材の育成を行うとともに、第三セクターである（株）石川県IT総合人材育成センターでは、高度IT人材の育成講座やMOT（技術経営）講座など人材育成をバックアップしていく。

③事業承継

(公財) 石川県産業創出支援機構(以下、「I S I C O」という)では、平成27年に「石川県事業引継ぎ支援センター」を設置し、専門相談員が、税理士や弁護士などの専門家と協力しながら円滑な事業承継をサポートしており、これにより、中小企業が蓄積してきた貴重な技術やノウハウを承継し、雇用や地域経済の活力の維持につなげていく。

また、域内の事業者における円滑な事業承継を支援するため、地元金融機関に周知を行うとともに、地域の中核となっている企業等に対して事業承継のツールの周知を行う。

④広域的地域活性化基盤整備計画に基づく道路等の整備

本県においては、小松飛行場・能登空港の両空港や北陸自動車道などの高速ネットワークに加えて平成27年3月に開業した北陸新幹線により首都圏とのアクセス強化が図られているところであり、重点促進区域へのアクセス道路等の整備を促進し、広域交流基盤の充実による物流機能の強化と観光活性化を推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度	平成30年度～ 令和4年度	令和5年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設	不動産取得税(県): 条例案提出を検討 固定資産税(市町): 七尾市や輪島市等の各市町において、議会に 条例案を提出予定	不動産取得税 (県): 条例制 定・運用 固定資産税(市 町): 多数の市町にお いて条例制定・運 用。一部の市町が 条例制定を検討	運用
②地方創生交付金の活用	活用を検討	活用を検討	活用を検討
【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】			
工業試験場が有する 技術情報等の情報提供	研究開発事業や指導事 業で得られた成果をイ ンターネット上で提供	技術情報や研究 成果の提供	技術情報や研究 成果の提供
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業環境整備への提案	随時受付、対応	随時受付、対応	随時受付、対応
【その他】			
①技術支援及び工業 試験場の産業用共用 施設の整備	・技術支援の実施 ・設備導入、開放	・技術支援の実施 ・設備導入、開放	・技術支援の実施 ・設備導入、開放
②人材育成・確保支援	・就職、移住支援等の	支援、講座等の	支援、講座等の

	実施 ・研修講座の開催	実施	実施
③事業承継	・県内自治体、商工会 議所等の中小企業支援 機関による連絡会議 ・個別相談会の開催	連絡会議や個別 相談会の開催	連絡会議や個別 相談会の開催
④広域的地域活性化基 盤整備計画に基づく整 備	適宜実施	適宜実施	適宜実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、本県が設置する県工業試験場等の公設研究機関やI S I C O等の産業支援機関、大学等の高等教育機関など、地域に存在する支援機関が連携し、それぞれの能力を十分に発揮していく必要がある。

そのため、県内企業の具体的なニーズに基づいた課題解決に向けて、政策効果を最大化させることを意識しつつ、各機関が連携しながら、地域経済牽引事業を推進する。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①県工業試験場等の公設研究機関

県工業試験場、県農林総合研究センター、東京大学先端科学技術研究センター石川サテライトオフィス、平成28年4月に開設した産業技術総合研究所中部センター石川サイトなどの公的研究機関が設置されており、地元に開かれた研究機関として企業の研究開発をバックアップしている。

地域経済牽引事業の推進に当たっては、研究成果や技術情報の提供や技術支援、産業用共用施設の整備、開放を進めることで、事業者の取り組みを支援していく。

②I S I C O等の産業支援機関

本県産業の中核支援機関として設置されたI S I C Oでは、経営相談から研究開発、販路開拓、さらには人材育成に至るまで企業のワンストップサービスセンターとして事業活動を支援している。

また、(一社)石川県鉄工機電協会、(一社)石川県繊維協会、(一社)石川県食品協会、(一社)石川県情報システム工業会、商工会議所、商工会では県内企業支援に積極的に取り組んでいる。

I S I C O等の産業支援機関では、地域に存在する事業者の支援ニーズを踏まえ、企業の研究開発の促進や企業間の共同研究や共同受注の場づくり、事業承継等の経営相談について、積極的に支援することで、地域経済牽引事業の推進を図る。

③大学等の高等教育機関

本県は、人口当たりの高等教育機関数・学生数等が全国有数の規模であり、高等教育機関の研究活動及びその成果の移転を進めることで、企業の産業技術の高度化に貢献し、本県の活力強化に寄与している。

県内には、日本海側の基幹総合大学として活動する金沢大学を始め、日本初の国立の大学院大学である北陸先端科学技術大学院大学、工学系の総合大学として企業との連携にも積極的に取り組む金沢工業大学、日本海側唯一の私立医科大学である金沢医科大学など特色ある大学等の高等教育機関が立地している。

今後も大学等の研究成果等を生かすための産学官連携を進めるとともに、域内の事業者に対して、優秀な人材を供給していくことで、地域経済牽引事業が地域内で、好循環していく環境を構築していく。

④地方銀行や信用金庫等の地元金融機関

本県では、株式会社北國銀行や信用金庫等の地元金融機関の協力を得ながら、活性化ファンド及び次世代ファンドを創設し、県内企業の取り組みを後押ししている。

今後も地元金融機関と連携しながら、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓、農商工連携等や炭素繊維等の成長ものづくり分野の新技术・新製品開発の取り組みを支援することで、地域経済牽引事業を共同で推し進めていく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の削減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

具体的には、本県では、平成16年3月に「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」を制定し、その行動計画として、平成17年3月に「石川県環境総合計画」を策定している。

条例、計画では、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続可能な社会、自然と人が共生する社会の実現のため、事業者、民間団体、県民、行政の役割を明確にし、それぞれが自主的・積極的に環境保全活動に取り組むことを基本理念としている。

このため、地域経済牽引事業の促進に当たっては、下記のとおりとする。

①水環境や地下水の保全

工場や事業場からの排水を良好に保つとともに、地下水が汚染されないよう指導に努める。また、地盤沈下の未然防止や地下水の水位低下を抑制するため、事業者に対し指導に

努める。

②産業廃棄物の適正処理

産業活動の基礎である産業廃棄物の処理が適正且つ円滑に進められるため、事業者及び委託事業者の指導に努める。

③公害防止に関わる個別規制の遵守

水質汚濁防止法、大気汚染防止法等の環境法令やふるさと石川の環境を守り育てる条例の遵守など、環境汚染の未然防止に向け指導に努める。

④環境影響評価（環境アセスメント）の実施

企業立地に当たって環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある一定規模以上の事業について事業者自らがどのような影響を及ぼすか予め調査、予測及び評価を行う手続きを徹底するとともに、環境影響評価手続きを必要としない規模未満の開発事業についても環境配慮の努力を促す。

⑤省エネルギー、自然エネルギーの利用促進

県「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」や関連法令の遵守など、省エネルギー、自然エネルギーの利用促進に努める。

なお、本基本計画は公園計画との整合を図り、本県の自然環境部局との調整を行ったうえで策定したものである。

事業実施に際しては、地域住民の理解が得られるよう、必要に応じて地域住民等への説明会を開催するほか、地域経済牽引企業と公害防止協定を締結するなど、県・市町が企業と住民との仲介役となり地域における環境保全、生活保全の調整を進める。

（２）安全な住民生活の保全

地域経済牽引事業の促進に当たっては、犯罪及び事故を増加させたり、地域の安全の平穩を害したりすることのないように、十分な配慮を行っていく必要がある。

県では、平成１７年４月に「石川県防犯まちづくり条例」を制定し、県民に対する安全で安心なまちづくりについて、県、県民、自治会及び事業者の役割を明らかにするとともに、各者が連携して安全で安心な社会の実現を図ることとしている。

このため、地域経済牽引事業の促進に当たっては、下記のとおりとする。

①防犯に配慮した環境の整備、管理

- ・道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮する。
- ・夜間に道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地などにおいて、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯などを整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入の制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

- ・道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど犯罪防止に配慮した構造、設備の整備に努める。
- ・地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置など防犯設備の整備を行う。
- ・事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ブザー、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

②交通安全に配慮した環境の整備

- ・地域の交通の安全と円滑を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。
- ・事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐車スペースを確保する。

③地域社会との連携

事業者は、地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらに必要な物品、場所等を提供するなど、地域における防犯活動への協力を行う。

④従業員に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力から各種要求に応じない。

⑦不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ずパスポート、在留カード等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

上記により、所轄警察署、防犯ボランティア団体や交通安全推進団体等と連携を取り、地域住民の理解を得ながら、安全なまちづくりを推進する。

(3) その他

地域経済牽引事業の促進に当たっては、県、市町、地域経済牽引支援機関、事業者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら推進することとし、毎年度、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域の区域内においては、以下の重点促進区域に農地が含まれるため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

それ以外の重点促進区域には土地利用調整が必要な区域が含まれていない。

【重点促進区域 120 能美市／能美工業団地】

(農地)

能美市粟生町あ20～27、28—1～2、29～30

能美市粟生町西528～538、543—1～2、544～552

能美市東任田町北1～4、14～15

【重点促進区域 127 能美市／下清水工業団地】

(農地)

能美市下清水町22～30、31—1、32～40

(地区内における公共施設整備の状況)

【重点促進区域 120 能美市／能美工業団地】

本区域は能美農業振興地域整備計画における「寺井地区」の西部に位置しており、水稻、大麦を中心とした農業が営まれている。

本区域内においては、既存の耕作道路以外の公共施設は存在せず、また、周辺においては、国道8号及び市道根上国道線が整備済みであり、今後当該区域で新たな公共施設整備を行う必要はない。

【重点促進区域 127 能美市／下清水工業団地】

本区域は能美農業振興地域整備計画における「辰口地区」の北部に位置しており、水稻を中心とした農業が営まれている。

本区域内においては、既存の耕作道路以外の公共施設は存在せず、また、周辺においては、市道下清水工業団地1号線及び市道下清水工業団地3号線が整備済みであり、今後当該区域で新たな公共施設整備を行う必要はない。

(他計画との調和等)

【重点促進区域 120 能美市／能美工業団地】

能美市総合計画において、ゾーン別の将来土地利用方針における産業振興ゾーンに位置付けられ、「既存の産業集積を活かしたさらなる企業誘致の推進や商業環境の向上などにより、賑わいや活力の創出を図るとともに、本市の活力及び身近な就労環境として、周辺の居住環境や自然環境と調和したゾーンを形成します。」と記載されている。

また、能美市都市計画マスタープランにおいて、産業振興ゾーンにおける産業集積地区

に位置付けられ、「既存工業団地への企業誘致や操業環境の維持・充実を進めるとともに、周辺の住環境や田園・自然環境との調和を図りながら、(略)、新たな企業誘致や産業振興に向けた基盤整備、都市の機能強化に資する施設の立地を促進します。」と記載されている。

さらに、能美農業振興地域整備計画において、土地利用区分の方向として「土地利用は、住宅地や工場用地としての需要があり、今後も農用地は減少していくものと予測される。第2次能美市総合計画の土地利用構想と整合性を図りながら、これまで以上に市街地と農村地域の調和のとれた土地利用に努めることが必要である。」とあり、また農業従事者の安定的な就業の促進の目標としては、「離農者や兼業農家の安定的な就業の場を確保するため、今後も本市への企業誘致や地場企業の育成を図り、離農者や兼業農家をはじめ、若者にも魅力ある就業機会の確保拡大に努める。」記載されている。

当該区域は、成長ものづくり分野の促進を図りながら雇用や高い付加価値の創出を行うために地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、上記計画と調和したものである。

今般、当該区域において実施が予定されている地域経済牽引事業は、石川県全域の製造業の集積を活用した成長ものづくり分野における新たな事業展開を図るものであり、新たな雇用創出による就業機会の確保拡大も期待されることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域127 能美市／下清水工業団地】

能美市総合計画において、ゾーン別の将来土地利用方針における産業振興ゾーンに位置付けられ、「既存の産業集積を活かしたさらなる企業誘致の推進や商業環境の向上などにより、賑わいや活力の創出を図るとともに、本市の活力及び身近な就労環境として、周辺の居住環境や自然環境と調和したゾーンを形成します。」と記載されている。

また、能美市都市計画マスタープランにおいて、産業振興ゾーンにおける産業集積地区に位置付けられ、「既存工業団地への企業誘致や操業環境の維持・充実を進めるとともに、周辺の住環境や田園・自然環境との調和を図りながら、(略)、新たな企業誘致や産業振興に向けた基盤整備、都市の機能強化に資する施設の立地を促進します。」と記載されている。

さらに、能美農業振興地域整備計画において、土地利用区分の方向として「土地利用は、住宅地や工場用地としての需要があり、今後も農用地は減少していくものと予測される。第2次能美市総合計画の土地利用構想と整合性を図りながら、これまで以上に市街地と農村地域の調和のとれた土地利用に努めることが必要である。」とあり、また農業従事者の安定的な就業の促進の目標としては、「離農者や兼業農家の安定的な就業の場を確保するため、今後も本市への企業誘致や地場企業の育成を図り、離農者や兼業農家をはじめ、若者にも魅力ある就業機会の確保拡大に努める。」記載されている。

こういった記載がある中、当該区域は、成長ものづくり分野の促進を図りながら雇用や高い付加価値の創出を行うために、各種計画と整合性を図り地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、上記計画と調和したものである。

今般、当該区域において実施が予定されている地域経済牽引事業は、石川県全域の製造業の集積を活用した成長ものづくり分野における新たな事業展開を図るものであり、新た

な雇用創出による就業機会の確保拡大も期待されることから、これらの方針と調和したものである。

(地域内の遊休地等の状況等)

【重点促進区域 120 能美市／能美工業団地】

当該市内の重点促進区域内においては遊休地が存在していない。

【重点促進区域 127 能美市／下清水工業団地】

当該市内の重点促進区域内においては遊休地が存在していない。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、あるいは立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて設定することとする。

なお、やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、下記の方針により行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討することとし、関係市町及び石川県の農政部局等と十分調整を行うとともに、「石川県農業振興地域整備基本方針」および「石川県農地関係事務処理要領」に合致するものであることとする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

当該区域には集团的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合は、高性能農業機械による営農に支障が生じないよう集团的農地の中央部を避けるなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないよう関係市町及び石川県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

面的整備の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

(地域内の面的整備実施の状況)

【重点促進区域 120 能美市／能美工業団地】

当該地区においては、県営ほ場整備事業が平成7年度に完了し、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しており、今後ほ場整備事業を実施する計画はない。

【重点促進区域 127 能美市／下清水工業団地】

当該地区においては、ほ場整備事業が昭和55年度に完了し、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しており、今後ほ場整備事業を実施する計画はない。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業(以下「農地中間管理機構関連事業」という。)として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づきやむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこととする。加えて、農地中間管理事業を重点的に実施する区域(重点実施区域)内の農地以外での開発を優先することとする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

特になし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針(以下「新基本方針」という。)に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画(以下「新基本計画」という。)を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

(新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。)

